

「みえ学生支援基金（みえ学生サポートファンド）」管理運営要項

1 基金の目的

三重大学教育学部学生後援会の資金に加え、本基金の趣旨に賛同する人・団体からの寄付及び貸付金を原資として学生の様々な活動を支援する。

2 支援内容

学生が行う各種活動及び突発的な事由による困窮時に、学生個人に原則 10 万円以上の資金の貸付を行う。

各種活動は、進学・就職活動、海外交流、クラブ・サークル活動に限る。

3 支援要件

- (1) 学生後援会員及び同窓会員を対象とする。
- (2) 同一学生への支援は在学中一回に限る。

4 申請方法・支援決定等

(1) 初年度(令和 7 年度)は総会承認後、学生に周知を行い、7 月中に申請を受け付ける。その際、4 月からの活動も遡って支援対象とする。7 月末日の締切時、申請額が予算枠を超えた場合は抽選により決定する。

その他詳細については、各事業の実施要項に定めるとおりとする。

5 貸付金返還方法

- (1) 当該学生が、就職後 1 年以内に全額一括返還を原則とする。それ以前の繰上げ返還可能とする。
- (2) 当該学生が中途退学した場合は、退学後 1 ヶ月以内に返還するものとする。
- (3) 当該学生が、諸般の事情により返還不可能となったと認められる場合は、申込時申請のあった保証人に返還請求するものとする。
- (4) 学部卒業後、大学院に進学しながら講師など職についている場合は、就職とはみなさない。したがって、大学院修了後就職 1 年以内に返還するものとする。

6 保証人

原則、父母または 4 親等以内の親族を保証人として、申し込むものとする。

7 返還請求

当該学生が卒業した場合は、事務局は 4 月中に当該学生連絡用携帯電話に連絡し、返還時期と返還方法の確認を行う。

8 運営業務と業務決裁方法

本基金運営業務は、三重大学教育学部学生後援会事務局において行う。

9 管理運営委員会

年1回開催し基金運営に必要な事項について協議を行う。委員は学生後援会、学部代表者、有識者各1名で構成し、学生後援会の代表者が委員長として会を掌理する。

10 基金管理

基金は、百五銀行津駅前支店に「みえ学生支援基金口座」を設け、事務局が一括管理を行う。

11 監査体制

学生後援会会計監査時に定期的に監査を受けるとともに、本基金のための外部監査委員1名（教育学部事務長）を任命し、外部監査委員の求めにより随時監査を受けるものとする。

12 個人情報取扱基準

本業務で得られた個人情報は本業務以外に利用しないものとし、その旨申込用紙に明記する。

13 奨学基金の充実

事務局は、本基金制度の趣旨を常に広報し、趣旨に賛同するものから資金を募るよう努めるものとする。

14 基金の充実にかかる実務業務は、「寄附-借入（貸付）時手続き細則」に定めるとおりとする。

15 その他

付則 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日より適用する。